

施設使用料の見直しについて

区では、平成 19 年度にまとめた「施設使用料の見直しの考え方」により、施設使用料の積算方法を「職員人件費」と建物の「減価償却費」を含めた施設の維持管理、貸出業務のすべての経費を原価とする方式に変更した。

現行の施設使用料はこの「施設使用料の見直しの考え方」に基づき、平成 20 年 7 月 1 日から適用しているところである。施設使用料の見直しから 3 年を経過したことから、下記により見直し作業を行う。

1. 対象施設

施設数 51 施設（予定）

※ただし、以下の施設使用料については「施設使用料の見直しの考え方」による使用料算出の対象から除外する。

- ① 法令等により別途算定する必要があるもの（知的障害者生活寮、区営住宅、道路占有等）
- ② 近隣区の料金設定の状況を勘案する必要があるもの（自転車駐車場）

※また、以下の施設使用料については今回に限り見直しの対象から除外する。

- ① 管理形態の変更により大幅な経費の変動が予想されるもの（地域センター集会所）

2. 積算の方法

平成 22 年度の決算数値をもとに、施設使用料にかかる職員人件費、維持管理費、建物減価償却費を積算し、年間使用日数、利用可能日数、負担割合などを考慮して算定する。

3. スケジュール

平成 23 年 6 月中旬	各部へ積算依頼
7 月中旬～9 月初旬	積算内容精査
10 月以降	使用料の積算結果の議会報告
12 月	区議会第 4 回定例会に関連条例の改正案を提案
1 月以降	区民への周知
平成 24 年 7 月	施行予定